

千葉市都市公園集会所等管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和34年千葉市規則第4号）に定めるもののほか、亥鼻公園の集会所及び稲毛海浜公園の稲毛記念館及び野外音楽堂（以下「集会所等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の受付期間)

第2条 条例第10条第2項の規定による申請書の提出は、使用しようとする日の6ヶ月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の不許可)

第3条 市長は集会所等を使用しようとする者が次の各号の一に該当するときは、集会所等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 集会所等の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他集会所等の管理運営上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第4条 条例第10条第1項の規定により集会所等の使用の許可を受けた者（以下使用者という。）は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物その他設備をき損又は汚損しないこと。
- (2) 備品等を無断で移動しないこと。
- (3) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 飲酒をしないこと。ただし、市長が集会所等の管理運営に支障がないと認めるときを除く。
- (5) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他集会所等の管理運営に支障のある行為をしないこと。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、集会所等の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 集会所管理要綱（昭和56年4月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。